特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	児童手当に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねかいことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和3年7月16日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務			
①事務の名称	児童手当に関する事務			
②事務の概要	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に当該手当を支給する制度であり、児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。			
③システムの名称	福祉総合システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー			
2. 特定個人情報ファイル:	S			
児童手当情報ファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	番号法第9条第2項 別表の項番81、番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条			
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携			
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定			
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42、125、141、161 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107			
5. 評価実施機関における	担当部署			
①部署	こども未来部こども政策課			
②所属長の役職名	こども政策課長			
6. 他の評価実施機関				
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求			
請求先	総務部総務課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111			
8. 特定個人情報ファイルの	の取扱いに関する問合せ			
連絡先	こども未来部こども政策課 〒470-0224 愛知県みよし市三好町小坂50 (0561)32-2111			
9. 規則第9条第2項の適用	用 []適用した			
適用した理由				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
いつ時点の計数か		令和3年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [500人未満] 1)500人以上 2)500人未満				
いつ時点の計数か		令和3年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		<選択肢> [発生なし] 1) 発生あり 2) 発生なし				

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·] ごれ.重占項日評価書	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び引 3) 基礎項目評価書及び引 3) 基礎項目評価書及び会	È項目評価書	
されている。					
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)					
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[0]	委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Γ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネット	ワークシステムを通	じた提供を除く。) [〇]	提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	Ι]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続]接続しない(入手) []	接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		

7. 特定個人情報の保管・消去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報の入手、保管及び廃棄のプロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクがあるが、そのリスクへの対策を講じている。			
9. 監査				
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・	· 啓発			
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策				
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施している。			

変更簡所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	Ⅵ リスク対策		新規作成	事後	
令和2年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	2015/9/1	2020/3/1	事前	
令和2年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	2015/9/1	2020/3/1	事前	
令和3年4月1日	Ⅱ -1.対象人数	2020/3/1	2021/4/1	事後	
令和3年4月1日	Ⅱ -2.取扱者数	2020/3/1	2021/4/1	事後	
令和3年9月1日	I -4法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四 欄(特定個 人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 (第26項、第30項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二 個(事務) に「児童手当法による児童手当又は特例給付 の支給に関する事務」が含まれる項(第74項、 第75項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個 人情報別に「児童手当関係情報」が含まれる項 (第26項、第30項、第87項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄 (情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二 に「児童手当法による児童手当又は特例給付 の支給に関する事務」が含まれる項(第74項、第75項)	事前	
令和7年8月1日	表紙 個人のプライバシー等 の権利利益の保護の宣言	みよし市は、児童手当(特例給付)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねかいことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	みよし市は、児童手当関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のブライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねかいことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事前	
令和7年8月1日	I -1事務の概要	定に寄与するとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的として、15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に当該手当を支給する制度であり、児童手当法に基づき認	児童手当制度は、児童を養育している方に手当を支給することにより家庭における生活の児 定に寄与るとともに、次代の社会をになう児童の健全な育成及び資質の向上に資すること を目的として、18裁到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している者に当該手当を支給する制度であり、児童手当法に基づき認定請求書より、申請情報の登録、認定決定、支払月額の決定、各種通知書の作成を行う。	事後	
令和7年8月1日	I-3法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第1第56項	番号法第9条第2項 別表の項番81、番号法 別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	
令和7年8月1日	I -4法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)および別表第二 (別表第二における情報提供の根拠):第三欄 (情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個 人情報)に「児童手当関係情報」が含まれる項 (第26項、第30項、第87項)	情報提供の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条項番42、125、114、161 情報照会の根拠 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条項番106、107	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	子育て健康部子育て支援課	こども未来部こども政策課	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	子育で支援課長	こども政策課長	事後	
令和7年8月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	子育て健康部子育て支援課	こども未来部こども政策課	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業	_	2)十分である	事後	
令和7年8月1日	8. 人手を介在させる作業	-	特定個人情報の入手、保管及び廃棄のプロセスにおいて、人手が介在する局面ごとに人為的 ミスが発生するリスクがあるが、そのリスクへの 対策を講じている。	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	2)十分である	事後	
令和7年8月1日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	-	漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置及び技術的安全管理措置を実施している。	事後	